

令和 8 年 3 月 6 日

各 位

坂城町商工会

会 長 鈴木 雅視

工業部会長 櫻井 雅史

建設部会長 滝澤 毅彦

玉掛け技能講習の実施について（ご案内）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、労働安全衛生法においては、制限荷重が 1 トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が 1 トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務に従事する者は所定の講習を修了した者でなければなりませんと規定されています。

この資格取得講習を長野労働局登録教習機関である日本技能教習所有限会社に委託し、下記により実施いたします。

つきましては、事業所内にご周知いただき、受講を希望される場合は、別紙により申込みいただきますようお願いいたします。

記

- 1 趣 旨 労働安全衛生法第 61 条第 1 項・同法施行令第 20 条第 16 号に規定されている玉掛けの技能講習で、本講習を修了した者には修了証を交付し、玉掛けの運転業務に従事する資格を付与する。
- 2 講習実施機関 長野労働局長登録教習機関 登録番号第 7 9 号
日本技能教習所有限会社 （長野市川中島町御厨 2 2 3 8 - 1）
- 3 講習日時・会場

月 日	受 付	講 習	会 場
4/10(金)	8:00～	[学科] 8:30～17:30	【学科】 4/10(金) 坂城テクノセンター 大研修室 〔住所〕 坂城町大字南条 4861-35 〔電話〕 0268-82-0001
4/11(土)		[学科] 8:30～12:30 [実技] 13:30～17:30	4/11(土) 坂城町役場 3階 講堂 〔住所〕 坂城町大字坂城 10050 〔電話〕 0268-82-3111
4/12(日)		[実技] 8:30～12:30	【実技】 坂城町役場 北側駐車場

- 4 受 講 料 2 3, 5 0 0 円 （テキスト代含む）

※クレーン運転士免許等をお持ちの場合などは、一部科目免除となり、受講料が減額になる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

※裏面に続きます

- 5 受付人数 50名 (先着順)
- 6 申込先 坂城町労務管理協議会事務局 (坂城町役場商工農林課商工観光係内)
- 7 申込期限 令和8年3月31日(火)
- 8 提出書類 (1) 受講申込書
 ※6ヶ月以上玉掛け業務に就いた経験のある者は、必ず特例受講 資格証明書欄に経験期間を記載のうえ、事業所の証明を行ってください。
 (2) 写真2枚 (2.5cm×3.0cm ※裏面に氏名を記入してください。)
 (3) 自動車免許証の写し
 (4) 外国籍の方は、在留カードの写し
 (5) 受講料 (申込期限までにお振込みをお願いいたします。事務局窓口払いも可)

(振込先) 八十二銀行 坂城支店 (普) 461009
 口座名義人 サカキマチロウムカンリキョウギカイ 坂城町労務管理協議会 サイケイガイカイケイ 歳計外会計
 〈振込手数料はご負担していただきますようお願いいたします。〉

9 講習科目

	講習内容	講習時間
学科講習	1 クレーン等に関する知識	1時間
	2 クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識	3時間
	3 クレーン等の玉掛けの方法	7時間
	4 関係法令	1時間
実技講習	1 クレーン等の玉掛け	6時間
	2 クレーン運転等のための合図	1時間
合計		19時間

- 10 修了証交付 全科目を受講した者に対して、試験を行い、合格者に修了証を交付します。
- 11 服装 作業しやすい支度及び安全な靴 (運動靴など)
- 12 持ち物 ヘルメット、軍手、筆記用具 (鉛筆)、雨具 (カッパ、雨天が予想される場合)
 ※雨天の場合でも講習を行いますので、必ずカッパを準備してください。
 (雨傘では実技講習は受講できません)
- 13 その他 ・建設業主が従業員を受講させる場合には、人材開発支援助成金支給の対象になりますので、受講申込書の下段に記入をしてください。(雇用保険料率1000分の12のみ)
- 14 問い合わせ

■坂城町労務管理協議会事務局 (坂城町商工農林課商工観光係)
 [担当] 川島
 [電話] 0268-75-6207

■坂城町商工会
 [担当] 宮川・安島
 [電話] 0268-82-3351

■日本技能教習所有限会社
 [担当] 山口
 [電話] 0265-24-0428
 [携帯] 090-1660-4855